

4月から役場組織の一部が変わりました

事務の効率化を図り町民の利便性をより向上させるために、4月1日から役場組織の一部を変更しました。主な変更は、次のとおりです。



課名	係名	変更内容	主な事務	業務場所
総務課	秘書係	秘書広報係を秘書係と広報広聴係に分離	・秘書に関すること	本庁舎3階 ☎72-6901
	広報広聴係		・広報、広聴活動の計画および実施に関すること	
こども未来課	母子健康係	係を新設	・子育て世代包括支援センターに関すること ・妊産婦および乳幼児の健康診査に関すること ・健康相談および指導に関すること ・不妊治療に関すること	ゆめプラザ・那須内子育て支援センター ☎71-1137
農林振興課	林務係	林務畜産係を林務係と畜産係に分離	・林業の振興に関すること	本庁舎2階 ☎72-6912
	畜産係		・畜産の振興に関すること	
上下水道課	水道業務係	庶務係から係名を変更	・水道料金等の徴収に関すること ・量水器の検針に関すること	寺子乙3967-184 ☎72-6920
	水道施設係	工務管理係から係名を変更	・水道用水の供給に関すること ・水道施設の維持管理に関すること	
	下水道業務係	業務係から係名を変更	・下水道業務の総合調整に関すること ・浄化槽に関すること	寺子乙3967-184 ☎72-6919
	下水道施設係	施設係から係名を変更	・下水道事業計画に関すること ・下水道事業の設計および施行に関すること	
生涯学習課	施設管理係	スポーツ施設整備係から係名を変更	・スポーツ施設等の設置、管理に関すること ・文化センター、田中複合施設等の管理に関すること	スポーツセンター ☎72-5959

■問合せ 総務課総務係 ☎72-6901

東日本台風（台風19号）により、自らが居住する住宅（賃貸を除く）が被害を受け、その再建等に必要な資金を金融機関等から借入した場合、その借入に係る利子の一部を補助します。

なお、申請受付は4月1日から開始しています。申請を希望する方は必ず事前にお問い合わせください。

▼対象

- 被災した住宅が、一部損壊以上の被害を受けた方（町発行のり災証明書が必要です）
- 被災した住宅の再建（建替え、購入、補修）のため、金融機関から100万円以上の借入をした方
- 金融機関から借入した日が、災害発生日（令和元年10月12日）以降の方

▼利子補給期間 金融機関の第1回償還日から5年間

▼申込み・問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎72-6955

**自然災害被災住宅
再建等資金貸付金
利子補給金助成制
度のお知らせ**

地域おこし協力隊員 4名が退任

お世話になりました
これからもよろしくお願いします



左から、石田隊員、星野隊員、細田隊員、新川隊員

平成29年度に着任した4名の地域おこし協力隊員が3月末日をもって退任しました。退任後も町の地域発展のためにさまざまな活動に取り組む予定ですので、引き続きよろしく願います。

退任のあいさつ

○石田 多朗

東京から那須町に移住し、協力隊の仕事をはじめから2年10カ月、隊員として取り組んできたさまざまな活動をおして、色々な経験をさせていただきました。

音楽に関する講座、小さな音楽の教室、保育園での楽器を作るワークショップ、豊原駅舎改修を記念した「豊原駅の歌」のプロデュースと作曲、町の統廃合された小中学校の校歌の伴奏音源の作成・楽譜の作成・レコーディング・編集、現行の小中学校の校歌の録音・編集等々、音楽をおして参加をさせていただきました。音楽や芸術というものは、数字のように目に見えて成果を出すことが難しいものです。そういうものであるにも関わらず、「音楽によつて町に貢献する」という目的を最後まで任せていただけたことをとてもうれしく、また、光栄に感じています。

任期終了後は、町に音楽事務

所・スタジオを設営し、運営を本格的に開始します。これからは、立場こそこれまでとは少々変わりますが、これまで通り、音楽を通し、少しでも町を、そしてこの世の中を良くすることを目標に生きていきたいと考えています。

○星野 瑞季

町民の健康増進につながる活動をする中で2年8カ月という歳月はとても短い期間でした。着任後、地域になじめるように活動に誘ってくれた方、役場に講師依頼を問い合わせしてくれた方、同じ志を持つ仲間たちの存在のおかげで、すぐに活動を展開することができ、休む暇がないほど活発に過ごさせていただきました。町民の多くの方々にこの場を借りて、お礼を申し上げます。

「健康と地域」には一見つながりのないような事柄に見えますが、健康な心身は全ての原動力になります。闇夜を照らす一本のロウソクのような人がいたら周りを照らして明るくしてくれる。そんな人がたくさんいたら明るい地域になるのではないのでしょうか。

任期終了後も尊い縁と人生の中で自分ができることを日々坦々と感謝して行いたいと思っています。5月、7月、9月に子育て支援センターで和みのヨガ教室の開

催が決定しています。今後も町を中心にさまざまな場所で活動をしていきます。

○細田 美緒

私が町に隊員としてやってきて2年7カ月が過ぎました。当初は隊員として、この町でジビエをやりたいと思っていました。昨今のジビエブームの中、町のブランドの強さと東京から数時間という便の良さがあれば、きちんとした加工とブランディングを行えば那須ジビエはよい町おこしになるのではないかと思っていました。しかしながら放射能の影響は未だ色濃くジビエは断念することになりました。現在は超新米猟師として、わなをかけたたり銃猟に参加したりしています。

ジビエを断念した2年目からは「Nasu & Bread」という名前が地元素材だけを使ったパン作りを行っていました。地産地消のパン屋というところにでもありそうなものですが、那須の素材だけを使い、那須の豊かな自然の魅力を表現したパンは、一種独特なパンとして全国のお客さまから注目していただけたと思います。現在、パン作りの活動は休止していますが、今年のうちに町内にきちんとしたお店を作って再開する予定です。

○新川 真己

協力隊に着任してから早くも2年6カ月が過ぎ、振り返ってみると、音楽やコーヒーイベントの開催、東京で那須野菜をメインとした飲食店の立ち上げや那須野菜の販売、鳥獣被害対策関連等、町民の皆さまに協力いただきながら多種多様な事業に携わらせていただきました。

中には計画途中で頓挫したり継続が難しくなったりした事柄もありましたが、それらを含め大変貴重な経験をさせていただいたと実感しています。

物事を始める上で大切なのは「継続すること」と考えています。今後も町に住みながら那須の魅力や伝えていく事業を継続する予定です。具体的には、那須食材を使った飲食店を新しく東京でオープンすること、那須野菜の産直市を継続開催すること、そして、同じコンセプトで芦野の地で飲食店をオープンすることを予定しています。

また、町で空き倉庫を仲間とリノベーションし、老若男女問わず集えるようなスペースを作り始めています。引き続き那須の良さをPRする事業を継続していきます。

緊急通報装置貸与の負担金を無料としました

町では、緊急時にボタンを押すだけでコールセンターへつながり、健康相談に応じてくれる緊急通報装置の貸与事業を行っています。これまで所得に応じて負担金がありましたが、4月1日から所得の有無に関わらず負担金を無料としました。

■対象 65歳以上の一人暮らし高齢者 ■申込み・問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72-6917

3月議会定例会 令和2年度一般会計予算など32議案を可決

令和2年第1回那須町議会定例会が2月27日から3月16日までの19日間開催され、32議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【令和2年度当初予算】

令和2年度当初予算の概要については、4頁から7頁に掲載しています。

【一般会計補正予算】

歳入は、震災復興特別交付税を増額するほか、当初予定していた基金の取り崩しや、町債の借り入れを一部取りやめるなど、財源調整を行いました。

歳出は、震災復興特別交付税を財源とした那須地区広域事務組合負担金を増額したほか、台風19号による災害復旧費や障害福祉サービス費など、今後支出増が見込まれる費用を計上しました。

これらに合わせ、確定または見込額等により精査を行った結果、一般会計の総額は、3,910万円が追加され、141億2,210万円となりました。

【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例】

地方公務員法及び地方自治法の

一部改正により、特別職非常勤職員および臨時的任用職員の厳格化と、一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係条例の規定を整理するものです。

【那須町国民健康保険条例の一部を改正する条例】

国民健康保険税の医療保険分の基礎課税額の賦課限度額を現行の58万円から61万円に引き上げ、賦課限度額全体で96万円にするものです。（詳細は下記記事をご覧ください）

【那須町民バス設置条例の一部を改正する条例】

4月から町民バス湯本線の運行区間を従来の「那須いこいの家」から「ゆめプラザ・那須」を、「那須いこいの家」から「イオンタウン那須」まで延伸するものです。



国民健康保険税 賦課限度額等の改正

医療保険部分の限度額の引き上げと均等割・平等割の軽減判定基準を拡大します

国民健康保険会計の収支均衡を図るとともに保険税負担の公平性と適正賦課を行うため、令和2年度から医療保険部分の賦課限度額を58万円から61万円に引き上げ、全体で96万円とします。

また、均等割額と平等割額の軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準を引き上げ、被保険者数に乗ずる金額が、それぞれ5割軽減については28万円から28万5千円に、2割軽減については51万円から52万円に拡大します。

令和2年度の納税通知書は7月中旬に、年金天引きの方への税額決定通知書は9月上旬に発送する予定です。

▼問合せ 税務課庶務諸税係
☎72-6936

限度額の改正

区分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分	合計	
所得割・均等割・平等割	変更なし				
限度額	(変更前)	58万円	19万円	16万円	93万円
	(変更後)	61万円	19万円	16万円	96万円

軽減判定所得基準の改正

区分		軽減割合		
		2割	5割	7割
軽減判定所得基準	(変更前)	51万円	28万円	変更なし
	(変更後)	52万円	28万5千円	



令和2・3年度 後期高齢者医療保険料率等の 改正のお知らせ

保険料率は、高齢化の進展や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直しが行われています。

令和2・3年度の保険料率等は、左表のとおりです。

	平成30・令和元年度 (改正前)	令和2・3年度 (改正後)
均等割額	43,200円	43,200円 (変更なし)
所得割額	8.54%	8.54% (変更なし)
賦課限度額	620,000円	640,000円

▼所得の低い方への軽減措置
均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が28万円から28万5千円に、2割

軽減については、被保険者数に乗ずる金額が51万円から52万円に変わります。

▼令和2年度以降の均等割額軽減
特例措置の見直し

保険料の軽減措置のうち、特例として実施している所得の低い方への均等割額の軽減特例措置が、世代間の負担の公平を図る観点などから、国の医療保険制度改革により、本来の軽減割合の7割軽減となるよう段階的に見直しが行われています。

令和2年度以降の所得の低い方への均等割額軽減特例措置の見直し内容は左表のとおりです。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
軽減割合	8割軽減	7割軽減	
	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減

▼問合せ

○栃木県後期高齢者医療広域連合
☎028・627・6805

○税務課庶務諸係

☎726936

太陽光発電設備を設置するには 許可が必要な場合があります

令和元年10月1日から「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行されました。

対象となる太陽光発電設備を設置する場合は、町長の許可または届出が必要となります。具体的な手続きや許可基準の内容については、町ホームページをご確認ください。

▼条例の概要

- ①自然環境、魅力ある景観および安全安心な生活環境の保全のために必要と認められる区域を抑制区域として指定しています。
- ②抑制区域を含む地域では10kW以上、抑制区域外では50kW以上の太陽光発電設備で事業を行う

とするときは、町長の許可が必要となります。

- ③抑制区域外で10kW以上50kW未満の太陽光発電設備で事業を行うおうとするときは、届出が必要となります。
- ④近隣住民等に対し、設置事業計画についての説明会を開催してください。

▼主な抑制区域

国立公園、地域森林計画の森林区域、農地、景観形成重点地区

▼問合せ

☎726916



コンポスト肥料を ご利用ください

湯本浄化センターでは、下水を浄化するときに発生する汚泥を有効利用し、コンポスト肥料「那須グリーンマニユア」を生産しています。

▼販売価格

1袋(10kg)につき100円

▼販売期間

毎月21日から月末までの平日(午後1時～5時)

※コンポスト肥料の販売は予約制です。毎月1日から20日までの平日(午前9時～午後5時)に電話で予約してください。

▼予約・販売場所

湯本浄化センター
☎723030

那須町大字高久丙4361-5

▼問合せ

☎726919
上下水道課

戦没者等のご遺族の皆さまへ

「第11回特別弔慰金」の申請を受け付けています

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金を支給します。

▼対象

- ① 令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が

入れ替わります。

- ④ 上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限りです。

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期限 令和5年3月31日

※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。詳しくはお問い合わせください。

▼申込み・問合せ 保健福祉課福祉係 ☎(7)6917

大田原税務署からのお知らせ

令和元年分確定申告における所得税等の口座振替日の変更

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「所得税及び復興特別所得税」、個人事業者の「消費税及び地方消費税」、「贈与税」の申告期限・納付期限が4月16日まで延長されました。

これに伴い、「所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の振替納税を利用している方の振替日が下表のとおり変更となります。

▼問合せ 大田原税務署 ☎0287・22・3115

※自動音声案内により番号をお選びください。



税目等		口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	確定分	5月15日(金)
	延納分	6月1日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	確定分	5月19日(火)

住民票などの窓口発行手数料を改定しました

4月1日から住民票など一部の窓口発行書類の発行手数料を左表のとおり改定しました。

発行にかかる経費は全額手数料で賄われることが望ましいとされています。しかし、現在発行経費の一部は、町民の皆さまからの税

金が充てられています。受益者負担の原則に基づき、サービスの公平性を確保するための改定となりました。ご理解をお願いします。

▼問合せ 総務課行政改革係 ☎(7)6902

		改正前	改正後
固定資産税に係る土地に関する図面の写しの交付手数料 (税務課)	1枚につき	200円	300円
電磁的記録により作成した地籍集成図の写しの交付手数料(※1) (税務課)	1枚につき	200円	300円
印鑑に関する証明手数料(※2) (住民生活課)	1枚につき	200円	300円
住民票(広域交付を含む)または戸籍の附票の写しの交付手数料(※3) (住民生活課)	1枚につき	200円	300円
住民票または戸籍の附票に関する証明手数料 (住民生活課)	1枚につき	200円	300円

※1 地籍集成図に案内図(住宅地図のコピー)を添付する場合、500円となります。
 ※2・3 マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機で交付を受ける場合、従前とおりの200円で交付を受けることができます。

水道料金・下水道使用料が PayPay で納付できます



- ▼ 4月1日から、スマートフォンアプリ「PayPay」を使って水道料金・下水道使用料を納付できるようになりました。
- ▼ 利用方法
 - ① バーコードが印刷された水道料金等の納付書を用意する。
 - ② 「PayPay」のホーム画面にある「スキャン」をタップして起動する。
 - ③ 納付書のバーコードを読み取る。
 - ④ 納付内容を確認し、「支払」をタップして納付手続きを完了する。
- ▼ 注意事項
 - ・ バーコードの有効期限が過ぎた

納付書では納付手続きができません。
 ・ あらかじめスマートフォンに「PayPay」アプリをインストールし、残高にチャージをしておく必要があります。
 ・ 領収書は発行されませんが、アプリの「取引履歴」で支払い履歴を確認できます。
 ※ 「PayPay」の詳しい利用方法は、ガイドページ (<https://p.paypay.ne.jp/guide/>) をご覧ください。

▼ 問合せ 上下水道課水道業務係
 ☎ 72-6920

4月1日から水道料金とメーター使用料を改定しました

▼ 下表のとおり、水道料金とメーター使用料を改定しました。利用している皆さまにはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、料金の改定に関する詳しい内容は、町ホームページをご確認ください。

- ▼ 経過措置 令和2年3月31日以前から継続して使用している方は、経過措置を適用し、4月1日以降の最初の請求は旧料金表に基づいて料金を算出します。
- ▼ 問合せ 上下水道課水道業務係
 ☎ 72-6920



料金 用途	基本料金 (1 カ月)		超過料金 1 m ³ につき
	水 量	金 額	
家 事 用	10m ³	1,760円 (+110円)	187円 (+22円)
営 業 用			198円 (+22円)
団 体 用			
特 別 用			
娯 楽 用			

▼ 新料金表 (税込)

※ () 内は、旧料金との比較を示しています。

防災のワンポイント

- 地震発生時に、家具類の転倒、落下、移動などで、負傷する事例が多く報告されています。このようになりスクを減らすため、平常時から室内の安全確認を行いましょう。
- 家具類を固定する 地震が発生した場合に、タンス等の大型家具の転倒、照明の落下、キャスター付きの家具の移動を防ぐ。
- 避難経路を確保する 避難経路を確保するため、家の出入り口、廊下や階段などには、物を置かない。
- ガラスの飛散を防ぐ 窓やガラス製の扉などに、割れたときの

飛散を防止するフィルムを貼る。
 ○ 火災などの二次災害を防止する 電気製品を固定し、地震が発生した場合の転倒、落下などによる発火を防ぐ。



防災行政無線無料電話 サービスをご利用ください

屋外スピーカーの放送が聞こえない場合や聞き取りにくい場合は、電話でも確認できますのでご利用ください。

- ▼ 電話サービス
 - ☎ 0120-55-1123
 - つながりにくいとき (有料)
 - ☎ 0180-99-2277

あわせて登録 備えて安心

那須町安全安心メール ヤフー! 防災速報

【那須町安全安心メール】

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



【ヤフー! 防災速報】

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかQRコードを読み取ってアクセスしてください。*スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。



■ 問合せ 総務課防災交通係 ☎ 72-6901

都市計画の構想の縦覧と公聴会 開催のお知らせ

▼都市計画の構想 那須都市計画
区域の整備、開発および保全の
方針（那須都市計画区域マス
タープラン）

▼対象区域 那須町の一部（大字
湯本、寺子乙、寺子丙、大島、
漆塚、高久甲、高久乙、高久丙、
豊原甲、豊原乙、豊原丙、富岡
の一部）

※大字富岡については、都市計画
区域に該当する箇所と該当しない
箇所がありますので、ご不明な方
は町建設課（☎726907）にお
問い合わせください。

▼縦覧

・期間 4月10日（金）～24日（金）
（土日を除く）

・場所 県都市計画課、大田原土
本事務所企画調査課、町建設課
※意見がある方は縦覧期間中、公
聴会で公述人となる意思の有無を
明記して、直接または郵送で意見
申出書を縦覧場所に提出してくだ
さい。

▼公聴会

・日時 5月22日（金）午後6時30分～
・場所 町文化センター研修室

※公述希望者がいない場合は開催
しません。傍聴を希望する方は、
開催の有無をあらかじめ県都市計
画課にお問い合わせください。

▼問合せ 県都市計画課

☎028・623・2465

人間ドックで健康管理を！

30歳以上の国保加入者と後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

那須町国民健康保険被保険者と、
栃木県後期高齢者医療保険被保険
者を対象に、人間ドックの検診費
用の一部を助成しています。病気の
早期発見、早期治療、また自分の
健康状態を知るためにも、年に
一度は健康診断を受診しましょう。

人間ドックを希望する方は、住
民生活課または各支所で申し込み
手続きをお願いします。

▼対象 次の①②の方で、令和
2年度に町が実施する集団健診
等を受診しない方

①国民健康保険の被保険者
※30歳以上の方で、国民健康保険
税の未納がない世帯の方

②栃木県後期高齢者医療の被保険者
※町に住所登録のある方で、後期
高齢者医療保険料の未納がない方

▼申込期間
4月1日～令和3年2月28日

▼本人負担額
○日帰りドック
約2万円～2万4千円

○一泊ドック
約3万6千円～3万9千円

※町から消費税を除く人間ドック
の検診費用の半額（1円未満切捨
て）を助成します。オプション検
査も町で半額を助成します（ただ

し、5千円が限度額）。

※婦人科検診を希望する方は、オ
プシオンで申し込みください（済
生会宇都宮病院では、コースに含
まれています）。

▼申込方法 住民生活課または各
支所に検診申請書を提出してく
ださい。その際、希望する医療
機関や希望するドックの日時内
容を伺います。

※申請書は住民生活課と各支所に
あります。また、町ホームページ
にも掲載しています。

▼持ち物

・国民健康被保険者証または後期
高齢者医療被保険者証

・印かん

▼受診方法

①検診申請書を提出後、町から
「検診承認書」を郵送します。

②送付された「検診承認書」と
「医療機関からの書類等」を
持って、予約した医療機関で
ドックを受診してください。

③受診当日、町からの助成額を差
し引いた費用を医療機関にお支
払ってください。

▼健康指導 受診後に健康管理の
一環として、町の保健師から連
絡をする場合があります。

医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号
那須中央病院	大田原市	0287-29-2525
菅間記念病院	那須塩原市	0287-62-0733
国際医療福祉大学病院	那須塩原市	0287-38-2751
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市	0287-44-1322
那須赤十字病院	大田原市	0287-23-1122
白河厚生総合病院	白河市	0248-22-2211
済生会宇都宮病院	宇都宮市	028-643-4441

ドックの内容、費用などは医療
機関により異なります。詳しくは、
住民生活課または医療機関にお問
い合わせてください。

▼問合せ 住民生活課医療保険係

☎726909



令和2年度狂犬病予防集合注射日程表

期日	場 所	時 間
4月15日(水)	菱喰内集落センター	午前 9:00~ 9:15
	農村婦人の家	9:25~ 9:40
	新高久公民館	9:55~10:15
	松子公民館	10:45~11:00
	田代地区構造改善センター	11:10~11:25
	大同集落センター	11:35~11:55
	道の駅那須高草原友愛の森	午後 1:10~ 1:40
	半俵公民館	1:50~ 2:10
4月16日(木)	横沢公民館	2:20~ 2:40
	湯本支所	2:55~ 3:25
	逃室地区集会施設	午前 9:00~ 9:20
	千振開拓組合	9:40~ 9:55
	旧大谷保育園	10:10~10:30
	大沢・さつき食堂	11:00~11:20
	池田地区農村センター	午後 1:00~ 1:20
	一ツ樅公民館	1:30~ 1:50
4月18日(土)	北条集落センター	2:00~ 2:20
	小島公民館	2:30~ 3:00
	美野沢生活改善センター	午前 9:10~ 9:40
	大和須温泉神社	9:55~10:10
	伊王野支所	10:25~10:55
	稲沢集落センター	11:10~11:30
	芦野支所	午後 1:00~ 1:30
	富岡集落センター	1:40~ 2:00
4月19日(日)	文化センター	2:15~ 2:45
	夕狩集会場	午前 9:00~ 9:20
	成沢地区集落センター	9:35~ 9:55
	寄居集落センター	10:05~10:35
	那須町ゆうゆうセンター	11:00~11:30
	田中地区コミュニティセンター	午後 1:00~ 1:30
那須町役場(庁舎北側駐車場)	1:45~ 2:15	

愛犬のために狂犬病の予防注射を受けましょう

狂犬病予防集合注射のご案内

- ・年1回の狂犬病予防注射の接種は、法律による義務です。町では、集合注射を左表のとおり実施します。なお、期間中に犬の病気、体調等により注射ができない場合は、動物病院で接種・相談してください。また、所有者や住所が変わった場合は、届出が必要となります。畜犬登録をしている飼い主の方に、「狂犬病予防集合注射のお知らせ」と「問診票」を3月下旬に送付しました。
- ▼持ち物
 - ・問診票(はがきサイズの用紙)
 - ・ふん等を持ち帰る用具
- ▼注射料金
 - ・すでに登録している犬 1頭につき 3,500円
 - ・新規で登録する犬(一生涯に1回) 1頭につき 6,500円
 - ▼その他
 - ・町に登録している飼い犬が対象です。
 - ・来場の際には首輪等が外れないように確認してください。
 - ・犬同士のけんか等による事故を防ぐために、会場内ではリードを短く持って行動してください。
- ▼問合せ 環境課環境衛生係 ☎(7)6916

犬猫を飼っている方へ 飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術費補助金交付制度

ペットを飼っている方、飼っていない方それぞれが快適に暮らすためにご活用ください。

▼補助要件

※全て満たすこと

- ・獣医師から避妊・去勢手術を受けた飼い犬・飼い猫
- ・飼い主が町に住民登録していること
- ・飼い主の世帯で町税等の滞納がないこと

・飼い犬については、町に登録があり、対象年度に狂犬病予防注射済票の交付を受けていること

・手術日から60日以内の申請であること



▼補助額

- 避妊手術を受けた場合
 - 犬 1頭につき 5千円
 - 猫 1頭につき 4千円
- 去勢手術を受けた場合
 - 犬 1頭につき 4千円
 - 猫 1頭につき 3千円

※1年度1世帯につき2頭まで。

▼申込方法 申請書に必要事項を記入の上、領収書を添付して、環境課に提出。申請書には獣医師が手術の証明を記載する欄がありますので、手術前に申請書をご準備ください。

※申請書は、町ホームページにも掲載しています。

▼申込み・問合せ 環境課環境衛生係 ☎(7)6916

クマの出没に注意!

冬眠明けのクマはえさを求めて活動的になります。

▼クマに出会わないために

- ・クマの出没状況を確認し、危険な場所には近づかない。
- ・1人での行動は避け、音が鳴るものを携帯し存在を知らせる。
- ・朝や夕方特に注意する。

▼クマを人里へ寄せ付けないために

- ・生ゴミや不要となった農作物は

放置せず、土に埋めるなど適切に処理する。

・犬や猫のエサ等は建物内に入れておく。

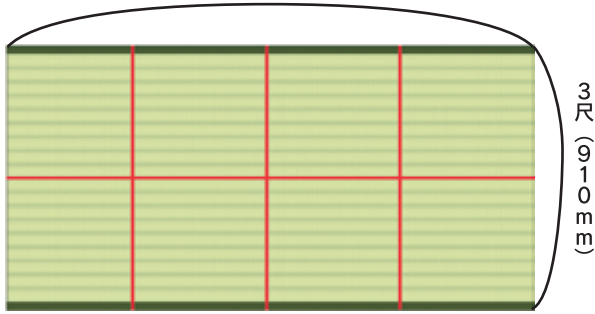
▼クマに出会ってしまったら

- ・静かにゆっくりとクマから離れる。
- ・クマに背を向けない、走って逃げない。
- ・グループで固まる。

・子グマには絶対に近づかない。

▼問合せ 農林振興課林務係 ☎(7)6912

6尺 (1,820mm)



赤線部分で裁断すると1辺が50cm以下となり、産業廃棄物でなければ受入れできます。ノコギリ（電動ノコギリ、丸ノコ）等で裁断することができます。裁断作業をする際は、糸に注意してケガをしないよう十分に気を付けてください。

置は裁断してから捨ててください

クリーンステーション那須に持ち込まれた置は、広域クリーンセンター大田原に搬入し、破碎した後、焼却処理されています。しかし、年間4千枚を超える置を受け入れており、粗大ごみ破碎機での処理が間に合わない状態です。

搬入者	一般家庭	事務所	置店	建設業者(解体業者)
置の素材				
天然素材	○	○	○	×
プラスチック類	○	×	×	×

○…排出者自らがクリーンステーション那須に持ち込む場合、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合、受入可
×…産業廃棄物に該当するため、受入不可
置店は、一般家庭と事業所の置替えに伴い発生する天然素材の旧置の処分を依頼された場合のみ受入できます。
旧置の発生場所1カ所あたりの1日の持込み量は、1辺が50cm以下に裁断されたもの10置分とします。
必要に応じて発生場所の現地確認を行います。

- 環境課環境衛生係 ☎(72)6916
- クリーンステーション那須 ☎(74)0420
- クリーンセンター大田原 ☎0287・20・2270

▼問合せ

- ・建設業者や解体業者が、産業廃棄物として処理が必要な置を一般廃棄物として置店に処理を依頼することはできません。
- ・クリーンセンター大田原へ直接搬入する場合も同様に裁断が必要となります。

▼注意事項

- ・住居の改築または解体を業者（建設業者や解体業者）に依頼した場合、廃棄する置は産業廃棄物の繊維くずに該当します。施工業者は自分の義務があるため、クリーンステーション那須では、受入れできません。
- ・業者による住居の改築または解体により廃棄する置を施工依頼者（施主）が自身でクリーンステーション那須に搬入する場合も、受入れできません。工事を施工した業者にご相談ください。

破碎機の負担を軽減させるため、6月1日から広域クリーンセンター大田原で受け入れられる置は、1辺が50cm以下に裁断されたもののみとなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

廃棄物の野焼きは法律で禁止されています！

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却は禁止されています。ドラム缶等を使用してごみを焼却することも野外焼却に該当します。これに違反すると懲役および罰金に処せられる場合があります。「にいがた洗濯物について困る」といった苦情も多く寄せられ、野外焼却は周辺も大変迷惑しています。

家庭から出る廃棄物は、町のみ収集を利用する等、適切な方法で処理しましょう。

▼例外

- ・廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉で焼却する場合
- ・農業、林業または漁業を営むた

野生鳥獣防護柵の資材費の一部を助成します

野生鳥獣による農作物被害や、観光事業所への鳥獣侵入による観光客への被害を防ぐため、野生鳥獣防護柵の設置に係る資材費の一部を助成します。ただし、資材購入前に申請が必要です。

▼対象

- 町内に10a以上の農地を耕作し、生産販売を行っている農業者
- 鳥獣侵入防止用の防護柵を必要としている観光事業者

※家庭菜園は補助対象外です。

※取付、設置費は除きます。

▼補助額 防護柵の資材購入費の3分の2以内（個人は上限20万円、団体と法人は30万円）

▼申請・問合せ 農林振興課林務係 ☎(72)6912

▼問合せ 環境課環境保全係 ☎(72)6916

※ビニールやプラスチック類は絶対に焼却を行わないよう注意してください。

生ごみ処理機器販売登録店一覧

(50音順)

地区	販売登録店	電話番号
小島	(株)岩島	72-6205
音羽町	薄葉金物店	72-0153
高津	菊地設備工業	77-0407
本町	後藤農機商会	72-0081
下町	コメリハードアンドグリーン伊王野店	75-7601
広谷地	コメリハードアンドグリーン那須高原店	78-7033
上ノ原	コメリハードアンドグリーン那須店	71-1005
本郷2	コメリハードアンドグリーン那須愛宕店	73-1960
田中	菅原商事	090-2165-0339
本町	鈴木電気商会	72-0204
薄室	(有)高久燃料店	64-0303
旧黒田	(有)高久プロパン	72-0537
矢ノ目	高瀬電設	72-6080
芦ノ又	(株)関東甲信クボタ黒磯営業所	69-6160
下町	ナカヤ電器店	75-0329
音羽町	ナス家電	72-1193
下町	(有)那須農機商会	75-0652
音羽町	那須野農業協同組合那須営農経済センター	72-1790
羽原	(有)人見電設	72-7070
横町下	本田電機	74-0133
湯本本町	(有)三松電器店	76-2539
上川	(有)三森電機	72-0278
梓	(有)吉成農機商会	75-0427

家庭で生ごみリサイクル

生ごみ処理機器設置費 補助金をご活用ください

町ではごみ減量化・資源化の推進に向けて、「生ごみ処理容器（コンポスト）」と「機械式生ごみ処理機」の購入に対する一部助成を行っています。ぜひご活用ください。

▼要件

- ・町に住民登録があり、かつ居住している方で、町税を滞納していない方
- ・町の斡旋販売登録店から購入したものの

○生ごみ処理容器（コンポスト）

▼申込み・問合せ 環境課環境衛生係 ☎72-6916

○機械式生ごみ処理機

1基あたりの購入額×2分の1
 補助額（上限4千円、100円未満切り捨て、1世帯につき3基まで）

1台あたりの購入額×2分の1
 補助額（上限5万円、100円未満切り捨て、1世帯につき1台まで）

※生ごみを可燃ごみとして出す場合は、水分をよく切ってから出すてください。

空間放射線量測定結果

町で測定している町内30カ所の空間放射線量の測定結果をお知らせします。測定結果は、町ホームページに掲載しているほか、役場で掲示しています。

測定日：令和2年3月5日
 測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ
 単位：マイクロシーベルト/時（μSv/h）
 ■問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

【町内30カ所の測定結果】（測定の高さ：地上50cm）

測定場所	測定値	測定場所	測定値	測定場所	測定値
峠の茶屋駐車場	—	共同利用模範牧場入口	0.12	富岡集落センター	0.13
大丸駐車場	0.07	大谷福祉館	0.15	中央運動公園	0.13
県道中塩原板室那須線深沢橋	0.09	夕狩地区集会所	0.08	あたごハイツ	0.09
那須湯本駐車場（那須高原観光案内センター前）	0.08	千振公民館	0.15	田中地区コミュニティセンター	0.15
湯本支所	0.11	逃室地区集会所	0.14	芦野支所	0.13
県道那須高原線下守子バス停	0.12	大島コミュニティセンター	0.11	追分バス停	0.12
室野井公民館	0.11	大同集落センター	0.15	養沢生活改善センター	0.14
道の駅 那須高原友愛の森	0.12	成沢地区集落センター	0.11	伊王野支所	0.12
池田地区農村センター	0.14	境の明神	0.11	道の駅 東山道伊王野	0.12
県道那須西郷線大沢交差点	0.08	寄居集落センター	0.11	稲沢公民館	0.08

※峠の茶屋駐車場は冬季通行止のため測定なし



黒田原第1保育園、 黒田原小学校が 「令和元年度体力づくり 奨励賞」を受章！



この賞は子どもの体力向上に係る取組の推進と一層の充実を図るため、子どもの実態に応じた特徴的な取組みを実践し、成果をあげている保育園や小学校等を県教育委員会が表彰するものです。

3月6日、黒田原第1保育園で表彰式が行われ、佐々木園長は「みんなが外で元気いっぱい遊んだり、那須町こども体操や鉄棒、縄跳び、跳び箱、鉄棒を頑張ったので、病気に負けない元気な体になりましたね」と子どもたちと受賞を喜びました。

黒田原小学校では、休み時間などに縄跳びや持久走などの体力づくりを積極的に取組み、新体力テストの数値も向上したこと等が評価されました。

すこやかなお子さまの成長のために

幼稚園の事業紹介

○認定こども園 那須幼稚園

子育て相談（ママも子どもサロン）

▼開催日時 平日午前中（別時間

希望の場合は応相談）

※相談中、満2歳になつていらっしゃるお子さまの託児を引き受けます。

一時預かり事業

急な用事や短期のパートタイム就労などで、一時的に保育が困難になつたお子さまを預かります。ただし、年齢制限があります。

▼利用日時 平日、長期休業日

の午前8時～午後6時

※第1号認定児の預かり保育も行っています（共働き世帯の場合は申請により無償化されます）。

放課後児童クラブ

「心を育てる学童保育」

主に小学1～3年生。ただし、希望があれば6年生まで対象。

▼利用日時

・平日 小学校の放課後時間～午後6時

※黒田原小学校まで迎えのバスがあります。

・長期休業日 春、夏、冬休み

※料金等は別規定になり、定員もあります。

園庭・園舎解放事業

▼利用日時 平日の午前中

※満3歳児保育室は平日午前11時30分まで（保護者同伴）

▼問合せ 認定こども園那須幼稚園

☎0184

那須町寺子乙2599-3

○那須みふじ幼稚園

お母さんと未就園児の会

（こひつじぐみ）

お母さんと一緒に簡単な手仕事をしながら、遊んだり子育ての話をしたりします。

▼開催日程 4月30日(木)、5月21日(木)、6月25日(木)、7月16日(木)、8月20日(木)、9月24日(木)、10月15日(木)、11月19日(木)、12月17日(木)、令和3年1月15日(金)、1月29日(金)、2月19日(金)、3月18日(木)

※1月15日(木)はくぐつ人形劇です。日程は変更する場合があります。

▼時間 午前10時30分～正午

▼参加費 200円(おやつ代含む)

※内容によつて材料費がかかります。

2歳児保育

4月1日現在満2歳になつていらっしゃるお子さまを預かります。ただし、受入れ人数には制限があります。

一時預かり事業

第1号認定児の預かり保育を行っています（共働き世帯の場合申請により無償化されます）。また、第1号認定児（当幼稚園児）以外のお子さまでも、保護者の都合に応じて預かります。

▼利用日時

・平日、長期休業日（春、夏休み）

午前8時～午後6時

※長期休業日は特別料金がかかります。

園庭・園舎解放事業

タイや遊園や松林等はいつても解放しています。

子育てランド事業

人格形成に寄与することを目的に、お子さまの子育てや教育環境などをテーマにした各種講演会を年に複数回行っています。

▼問合せ 那須みふじ幼稚園

☎01350

那須町高久甲6394-1



母子手帳アプリ『Hapi NASUダイアリー』のご案内



妊娠中から子育てまで全てのライフステージにあわせて町からのサポートをします。町からの子育てに関する情報を受け取ることができ、子どもの成長記録や予防接種の管理ができます。ぜひ母子健康手帳とあわせてご活用ください。登録方法はアプリストアで「母子モ」と検索するか、お使いのスマートフォンで右のQRコードを読み取り、ダウンロードしてください。プロフィール登録で住所を「那須町」にすると利用できます。

乳児・妊婦健康診や予防接種のご案内も配信しています。

QRコードからダウンロード



■問合せ こども未来課こども政策係 ☎72-6959

予防接種のお知らせ

町では、さまざまな予防接種の助成を行っています。次の予防接種は、今年度、特に接種が必要とされるものです。

●麻しん風しん混合

▼対象 1～2歳未満児

・2期 幼稚園、保育園年長児
(平成26年4月2日～平成27年4月1日生)

▼接種期限 令和3年3月31日

●第2期日本脳炎

▼対象 平成23年4月2日～平成24年4月1日生の方
13歳未満までに受けましょう。

●第2期ジフテリア・破傷風

▼対象 小学6年生
13歳未満までに受けましょう。
※予防接種によって、接種期限が異なりますので、ご注意ください。
また、接種期限を過ぎると全額自己負担となります。

▼料金 無料

※那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関または栃木県内相互乗り入れ事業に加入している医療機関で接種する場合のみ。

右記以外の医療機関で接種する方は、医療機関の窓口で代金を支払

払い、接種後1年以内に町へ請求してください。なお、この場合の助成限度額は次のとおりです。

▼助成限度額

○麻しん風しん1期・2期 11,000円
○第2期日本脳炎 7,370円
○第2期ジフテリア・破傷風 5,830円

●任意高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌予防接種

▼対象 次の全てに該当する方
・那須町に住居登録がある方
・接種当日65歳以上の方
・定期高齢者肺炎球菌予防接種の接種対象者を除く方
・今までに町の助成を受けていない方

▼助成金 3,570円

▼接種回数 生涯1回

▼料金 那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関で接種する場合は町の助成金を引いた額を医療機関に支払う(4～5千円の自己負担となります)。

●令和2年度定期高齢者肺炎球菌予防接種

▼対象

①65歳の方
②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器のいずれかに機能またはヒト免疫不全ウイルスに

よる免疫の機能に障がいがある方
③【経過措置】令和元年度から令和5年度までの間は、70歳、75歳、80歳(以下5歳刻み)100歳の者

令和2年度 高齢者肺炎球菌ワクチン経過措置対象者

対象者	生年月日
65歳となる方	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
70歳となる方	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
75歳となる方	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
80歳となる方	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
85歳となる方	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
90歳となる方	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
95歳となる方	大正14年4月2日～大正15年4月1日生
100歳となる方	大正9年4月2日～大正10年4月1日生

※令和2年度接種対象者は右表のとおりです。
※すでに23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外です。
※令和2年度定期高齢者肺炎球菌予防接種対象者①③には4月初め

に接種券(濃いオレンジ色)と予診票を発送しました。

▼接種期限 令和3年3月31日

▼助成金 5,610円

▼料金 那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関または栃木県内相互乗り入れ事業に加入している医療機関で接種する場合は、自己負担金(2,276円)を医療機関に支払う。
※接種の際は、郵送された肺炎球菌ワクチン接種券(濃いオレンジ色)と予診票と接種料金を当日持参してください。

共通事項

接種する場合は、事前に各医療機関へ予約し、子どもが接種する場合は保護者同伴で、接種医療機関に行ってください。

那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関または栃木県内相互乗り入れ事業に加入している医療機関以外の医療機関で接種する方は、医療機関の窓口で代金を支払い、接種後1年以内に、町に請求してください。

▼町に請求するときの持ち物

・町提出用予診票
・接種券(高齢者肺炎球菌のみ)
・領収書、印かん

※詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 保健センター ☎72-5885